

平成 23 年 8 月 17 日

建設工事入札参加資格者 各位

経営事項審査の改正に係る再審査を受けていない業者に対する

平成 23 年 7 月 30 日以降の対応について

経営事項審査の基準が平成 23 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、改正前の評価方法によって審査の結果通知を受けた者に対して、建設業法施行規則第 20 条第 2 項に基づき、改正の日から 120 日以内（平成 23 年 7 月 29 日まで）に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る）の申し立てを受け付けていました。しかしながら現在も再審査を希望される業者が多数存在することから、平成 23 年 7 月 30 日以降について、有料で申し立てを受け付けることとなりましたのでお知らせします。

なお、本年 10 月頃を予定している平成 24 年度以降の入札参加資格（建設工事部門）の申請受付においては、改正後の基準による経営事項審査の結果通知が必要となりますので、ご注意ください。

○再審査の手続きについては、下記の千葉県 HP をご参照ください。

<経営事項審査の再審査を受審されなかった皆様へ>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/chiji/saisin.html>

<経営事項審査の説明書・書式ダウンロード（平成 23 年 4 月版）>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/chiji/tebiki.html>

（問合先）

市原市役所 財政部 契約管財課

電話：0436-22-1111（代表）

内線 2583・2584